

○他県への移転

Q

寺を他県に移したいと思いますが、どのような手続が必要でしょうか。



A

寺を他県に移すという場合、大別して2つの場合があります。

1つは、本堂、墓地その他の礼拝諸設備は現状どおりとして、宗教法人の事務所の所在地のみを他県へ移転する場合です。もう

1つは、墓地その他の礼拝諸設備および宗教法人の事務所のすべてを他県に移転する場合です。そのいずれであるかにより、以下のような手続がそれぞれ必要になります。

解説

1 宗教法人の事務所の所在地のみの移転

宗教法人の事務所とは、宗教法人の業務ないし事業を執行するための場所であり、個人の住所や会社の本店所在地に相応するものです。宗教法人法は、宗教法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものと定めています(宗7)。この住所は、その宗教法人にとっての債務履行地(民484)や裁判管轄(民訴2)、所轄庁(宗5①)を定める基準となります。

事務所の所在地は寺院規則の記載事項の1つであり(宗12①三)、登記事項でもあります(宗52②三)。

宗教法人の事務所は複数置くことも可能であり、法人の事務運営の中心となる場所を「主たる事務所」、それ以外の事務所を「従たる事務所」といい、その旨を寺院規則に定め登記します。

なお、主たる事務所の所在地は、通常、宗教活動を行う中心地、すなわち墓地その他の礼拝設備等の所在地と同一であることが多いでしょうが、必ずしも同一であることを必要としません。

したがって、このような主たる事務所を移転する場合は、寺院規則の変更と変更の登記を必要とします。

寺院規則の変更手続は、宗教法人法26条ないし30条および各寺院規則に定められています。

一般的には、責任役員会の議を経て所轄庁（都道府県知事）の認証を受け、新旧事務所の所在地において事務所移転の登記を行うこととなります（宗54）。

この場合、規則変更の認証を受けるべき所轄庁は、移転先地を管轄する所轄庁となります（渡部蕪『逐条解説宗教法人法〔改訂版〕』162頁（ぎょうせい、1992））。

2 礼拝設備を含めすべてを移転

次に、主たる事務所を移転するだけでなく、墓地その他の礼拝設備等をもすべて移転する場合には、前述のような規則の変更および変更登記の他に、不動産の登記その他移転のための個別の手続が必要となります。

その中でも特に重要なことは、墓地の移転手続です。

墓地を移転するためには、大別して3つの手続が必要となります。①は、移転先の墓地の開設手続です。②は、個々の墓地の改葬手続です。③は、現墓地の廃止手続です。

①の墓地の開設には、都道府県知事（政令指定都市においては市長）の許可が必要です（墓埋10）。

墓地は各地方の慣習によるところが大きいので、各都道府県がそれぞれにその許可基準を定めていますが、墓地の尊厳性、公益性や衛生的見地から、その基準は極めて厳しいものになっています。近隣住民の同意書の提出を求められることもあります。

②については、現墓地を新墓地に移転することは墓地の改葬に当たりますから、市区町村長の許可を受けて改葬手続をとる必要があります。墓地使用权は所有権に準ずる強い権利ですから、土地の強制収用のような場合を除き、その改葬許可は墓地使用权者からの申請によらなければならず、寺院の都合だけでこれを行うことはできません（墓埋2、墓埋規2）。ただし、無縁墓地の場合は、墓地使用权者が不明ですから、法定の無縁墓地改葬手続（墓埋規3）をとれば足ります。

③については、現墓地の廃止にも都道府県知事の許可が必要です。墓地移転の

ための手続は事前に都道府県の担当窓口（総務部総務課または学事課など）と相談するのがよいでしょう。

3 従たる事務所の設置および移転

宗教法人は、「従たる事務所」を置くことができます。従たる事務所とは、「当該法人から包括的に委任された一定の範囲内で、法人業務に関する企画、執行権および代理権を有する責任者が所在する事務所」をいいます（昭31・6・19宗務係長回答）。

従たる事務所を設置するためには、寺院規則にその旨を定めるとともに、主たる事務所の所在地および従たる事務所の所在地においてその旨の登記手続を行うことが必要です（宗52・59①②）。

したがって、従たる事務所の所在場所を移転する場合も、寺院規則を改正するとともに、主たる事務所および従たる事務所の所在地において、その旨の登記を行うことが必要になります（宗52・59③）。

（雨宮眞也）

参考法令等

○宗教法人法

52条（設立の登記）

54条（他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記）

59条（従たる事務所の所在地における登記）

○墓地、埋葬等に関する法律

5条〔埋葬、火葬又は改葬の許可〕

10条〔墓地、納骨堂又は火葬場の経営等の許可〕

参考判例

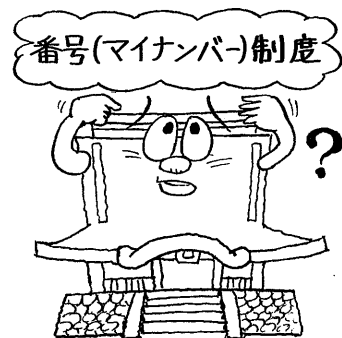
○墓地を経営する寺（宗教法人）が、墓地区画整理事業の一環として寺の墓地内の檀家所有墳墓の改葬について墓地、埋葬等に関する法律5条1項の市町村長の許可を得るため、改葬を拒絶していた檀家に対して、墓地使用契約を解除したとして、改葬の承諾および墳墓等の撤去を求め、その墓地使用契約に基づき同様の請求をした場合において、交渉の過程で檀家が金員を要求したとしても墓地使用契約の解除を認めるに足りるような信頼関係の破壊があるとはいえないが、墓地使用契約に基づく墓地使用権は、所定の手続に従って決定された寺の墓地区画整理事業に協力する義務の負担という制約を伴うものであり、墳墓移転の必要性等も認められるから、墓地区画整理事業の一環として墓地の移転を求めることは権利の濫用に当たらない。

（東京地判平21・10・20判タ1328・139）

○マイナンバーは宗教法人やその信者、職員などどう関わるのか

Q

番号（マイナンバー）制度が導入されましたが、宗教法人やその職員や役員、宗教教師、その扶養家族、信者などには、どんな影響や関係があるのでしょうか。



A

番号（マイナンバー）制度は、12桁の「個人番号」と13桁の「法人番号」からなります。このうち、「個人番号」を、通称で「マイナンバー」と呼びます。日本語では「私の背番号」ということになります。宗教法人の職員や役員、宗教教師、その扶養家族、信者である個人は一生涯、個人番号（マイナンバー）で、自分の幅広い個人情報を国家の管理に委ねることになりました。一方、宗教法人も、法人番号で幅広い情報が国家管理に置かれます。とりわけ宗教法人は、その職員や役員、宗教教師、その扶養家族、さらにはその取引相手が個人である場合には、個人番号（マイナンバー）を聴き取った上で、国や地方の行政機関などに提出する税や社会保険関係の書類や届出書に記載して提出しなければならなくなりました。

解説

1 番号（マイナンバー）制度の基礎知識

平成28年1月の番号（マイナンバー）制度のスタートで、全国18万を超える宗教法人や400万近い民間企業が、これまで取り扱ってきた税務や社会保険事務関係の書類や届出書に、個人番号（マイナンバー）や法人番号を付けて、税務署や

市町村、健康保険組合、日本年金機構などに提出しなければならなくなりました。番号記載はおおむね平成28年1月1日以降の提出分からです。

今回導入された番号制度は、「個人番号（マイナンバー）」と「法人番号」からなります。にもかかわらず、通称で「マイナンバー制度」と呼ばれます。これは、個人番号（マイナンバー）が国民生活全般や人権（プライバシー権）に強い影響があることからくるものです。また、個人と法人に共通する番号ですから、「共通番号制度」とも呼ばれます（以下「番号（マイナンバー）制度」といいます。）。

番号（マイナンバー）制度を導入し、運用するための根拠となる法令はさまざまあります。そのうち、一番ベースとなる法律は、平成25年5月に制定された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律27号）です（以下「番号（マイナンバー）法」といいます。）。

(1) 実質は「国民総背番号制」

番号（マイナンバー）制度は、国家が、国民全員に漏れなく番号を付けて、その番号で各国民の情報をできるだけ幅広く管理しようとする仕組みです。いわゆる「国民総背番号制度」です。この制度で、各個人には、12桁の番号が振られることになりましたが、この番号（マイナンバー）を一生涯、公開して官民で幅広く使うことになります。

(2) 制度は、「個人番号」と「法人番号」からなる

番号（マイナンバー）制度は、平成28年1月から運用が始まります。それに先立ち、平成27年10月から各個人に12桁の背番号である「個人番号（マイナンバー）」が配付されます。一方、宗教法人を含む全ての法人に対しては13桁の「法人番号」が配付されます。

法人番号には利用制限がありません。言い換えると、何に使ってもよいことになっています。これに対して、個人番号（マイナンバー）は、プライバシー権がかかわってきます。宗教法人を含む全ての民間事業者は、税や社会保険事務で行政機関などに協力する形で従業者や役員、その扶養家族などから提供を受けた個人番号（マイナンバー）を取り扱います。漏えい、悪用が危惧されることから、厳しい安全管理義務を課されています。

(3) 「特定個人情報」の意味

個人番号（マイナンバー）をその内容に含む個人情報を、「特定個人情報」といいます（番号（マイナンバー）2⑧）。つまり、「特定個人情報」とは「マイナン

バー付き個人情報」を指します。

後に詳しく触れますが、税務署へ出す所得税上の各種支払調書や給与所得の源泉徴収票、労災関連書類、健康保険・厚生年金関係書類などには全て、個人番号（マイナンバー）がふられます（ただし、日本年金機構においては、個人番号（マイナンバー）の利用が延期され、日本年金機構に提出する住民票について、当分の間、個人番号（マイナンバー）の記載がないものを提出することになります）。こうした書類に個人番号（マイナンバー）とともに記載された個人情報（氏名や生年月日など）が「特定個人情報」に当たります。

これからも、「特定個人情報」という言葉がよく出てきますから、ここでしっかり覚えておいてください。

(4) なぜ、宗教法人が番号事務を取り扱うのか

すでに触れたように、番号（マイナンバー）制度の導入のために制定された基本的な法律の正式名称は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」です。「行政手続」ということですから、本来、民間事業者である宗教法人には関係がないようにも見えます。

しかし、宗教法人を含む民間事業者は、職員や役員などの税金の天引き徴収や健康保険・年金届出事務、雇用保険届出事務などで行政（手続）と関係を持ちます。番号（マイナンバー）制度の導入で、宗教法人は、職員や役員、その扶養家族、さらにはその取引相手の個人番号（マイナンバー）を聞いた上で、税務署や市町村、ハローワーク、健康保険組合、日本年金機構などへ提出する書類や届出書に記入して提出しなければならなくなったわけです。

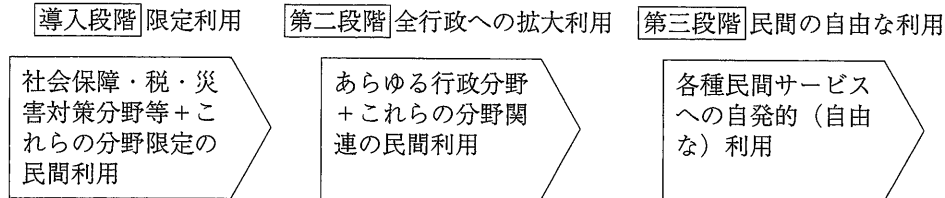
個人番号（マイナンバー）は、一生涯使う番号で、漏れて悪用されたら大変です。そこで、国は、民間会社が集めた個人番号（マイナンバー）や特定個人情報が漏れいし、悪用されることがないように、宗教法人を含む民間事業者に厳しい管理義務を課したわけです。番号（マイナンバー）法や国の機関が出したガイドラインなどに定められたルールを守り、安全管理処置を講じて、個人番号（マイナンバー）を厳正に管理するように求めているわけです。

2 制度の実施プロセス

個人番号（マイナンバー）の利用事務の範囲は段階的に拡大される予定です。しかし、導入段階では、「税や社会保障、災害対策分野その他自治体条例で定める

事務」が対象です。宗教法人を含む民間事業者は、このうち「税と社会保障」を中心とした分野でマイナンバー事務に協力することになります。

政府のマイナンバーの利用拡大方針



(1) 個人番号（マイナンバー）の現段階での利用範囲

現在の段階、つまり導入段階での個人番号（マイナンバー）および法人番号の利用は、番号（マイナンバー）法別表1および各自治体の条例で定められた範囲に関わる事務に限定されます。おおまかにまとめると、次のとおりです。

【導入段階での個人番号の利用分野のあらまし】

社会保障分野	年金分野	年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用
	労働分野	雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。ハローワーク等の事務等に利用
	福祉・医療・その他の分野	医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策の事務等に利用
	税分野	国民が国・地方の税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等に利用
	災害対策分野	被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用
その他自治条例で定める事務：例えば、①子どもの医療費助成関係事務、②ひとり親等の医療費助成関係事務、③高齢者の医療費助成関係事務、④就学援助関係事務（小・中学校向け）、⑤幼稚園就園奨励費関係事務に利用		

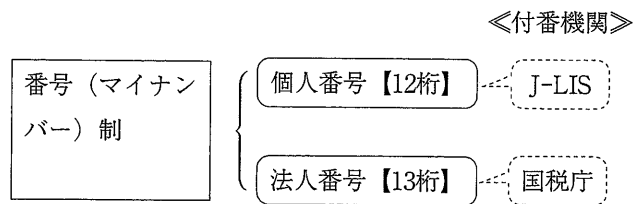
(注) 社会保障や税関係書類への番号記載は、平成28年1月1日提出分からです。ただし、日本年金機構においては、個人番号（マイナンバー）の利用が延期され、日本年金機構に提出する住民票について、当分の間、個人番号（マイナンバー）

の記載がないものを提出することになります。

(2) 番号（マイナンバー）制における付番の仕組み

すでに触れたように、番号（マイナンバー）制は、「個人番号」（番号（マイナンバー）7以下）と「法人番号」（番号（マイナンバー）42以下）からなります。どちらの番号も強制的に付けられますが、付番機関は異なります。付番の仕組みを図説すると、次のとおりです。

番号（マイナンバー）制における付番の仕組み



* 地方公共団体情報システム機構（J-LIS/ジェイリス）

(3) 番号（マイナンバー）制の基本的な内容

番号（マイナンバー）制の基本的な内容は、次のとおりです。

番号（マイナンバー）制の基本的な内容

	番号（マイナンバー）制	
	個人番号	法人番号
利用分野	社会保障・税・災害対策	さまざまな分野（限定なし）
情報連携	○	○
付番機関	J-LIS	国税庁
付番範囲	居住個人（外国人も含む）	国・自治体・法人・一定の任意団体
カード	○（身元確認利用可）	×
保護措置	比較的厳格	ほとんどなし

宗教法律一八

六八〇ノ五九

（石村 耕治）

参考法令等

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報提供等の提供等に関する省令
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令
- 地方公共団体情報システム機構法
- 特定個人情報保護委員会事務局組織令
- 個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律65号）

○世話人の帳簿閲覧請求

Q

何でも反対する世話人が会計帳簿を見たいといってきました。見せなければなりませんか。



A

宗教法人の役員などの申出を受け入れ、原則として、会計帳簿を見せるべきです。その際、申出の目的、必要性、利用方法など、よく確かめておいてからにしてください。

解説

1 世話人の閲覧請求

ここで「世話人」が「何でも反対する」とあり、「会計帳簿」でうるさくいわれたくないというお気持ちになられましょう。それはよくわかります。

ただ、宗教法人法上、世話人が役員（代表役員、責任役員など）であるからには、地位に伴う法律上の権能である帳簿閲覧権をもっています（宗18）。

また、「世話人」が宗教法人の役員ではない総代とか委員とか連絡員などであっても、「宗教法人は、信者その他の利害関係人であって前項の規定により当該宗教法人の事務所に備えられた同項各号に掲げる書類又は帳簿を閲覧することについて正当な利益があり、かつ、その閲覧の請求が不当な目的によるものでないと認められる者から請求があったときは、これを閲覧させなければならない。」（宗25③）と定めています。

世話人の地位が寺院規則などでどうなっているかも、注意しておきましょう。

2 閲覧請求を拒否できる場合（行政解釈）

「宗教法人法の一部を改正する法律（平成7年法律第134号）の施行について」と題し、宗教法人法の大改正で、同法25条3項が追加された点に関して、文部省（文化庁）から詳しい通達が出されています（平8・9・2庁文宗137）。

「三 事務所備付け書類及び帳簿に関する信者その他の利害関係人による閲覧について

改正法によって、宗教法人は、法第25条第2項の規定により備付けが義務づけられている書類又は帳簿に関して、信者その他の利害関係人であって、閲覧することについて正当な利益があり、かつ、閲覧の請求が不当な目的によるものでないと認められる者から請求があったときは、これを閲覧させなければならないとされたところであるが、その趣旨及び留意点は以下のとおりである。

(一) この制度は、宗教法人に関して、財務会計等の管理運営の側面については、より民主的運営や透明性を高めることが期待されていることから、閲覧することについて正当な利益のある信者その他の利害関係人に対し、事務所備付け書類等の閲覧を認めることにより、これらの者の一層の利便を図るとともに、より適正な運営が行われることを目的としたものである。

(二) 法第25条第3項の「信者その他の利害関係人」は、法第12条、第23条、第26条、第34条、第35条及び第44条の「信者その他の利害関係人」と同義である。

(三) 法第25条第2項の備付け書類の閲覧請求権が認められる信者その他の利害関係人であって正当な利益を有する者については、各宗教法人の特性及び慣習などにかんがみ、宗教法人が判断し、決定すべきことである。

この場合、閲覧請求権が認められる信者その他の利害関係人であって正当な利益を有する者については、以下のようなものが考えられるので参考とされたい。

なお、これらはあくまで例示である。

- ① 宗教法人と継続的な関係を有し、宗教法人の財産基盤の維持形成に貢献している寺院における檀徒や神社における氏子など

- ② 宗教法人の管理運営上の一定の地位が規則等で認められている総代など
 - ③ 宗教法人と継続的な雇用関係にあり、一定の宗教上の地位が認められている宗教教師
 - ④ 債権者
 - ⑤ 保証人
 - ⑥ 包括・被包括関係にある宗教団体
- (四) 閲覧請求があった場合、各宗教法人において、当該閲覧請求者が現にどのような利害関係を有する者であるかを具体的に勘案して、閲覧に関する内部規則等がある場合はそれに基づき、閲覧に係る書類ごとに、書類によってはその一部分ごとに閲覧することに正当な利益があるか否か判断すべきものである。
- (五) 「不当な目的」とは、閲覧の目的が閲覧請求の規定を設けた趣旨に沿わない目的のことを意味し、例を挙げれば以下のようなものが考えられるので参考とされたい。
- ① 宗教法人を誹謗中傷するための資料を得る目的（第三者への提供目的を含む。）
 - ② 宗教法人が一般に公開していない情報を第三者に売却する目的
 - ③ 恐喝等、宗教法人から不当に財産的利益を得ようとする目的
- (六) 閲覧に際して、請求者が書類等が備え付けられた場所において、謄写等を行うことを希望する場合は、宗教法人の判断により、特段の支障がない限り、これを認めることが適当である。
- (七) 閲覧の対象は、現に事務所に備え付けられている書類等のみであって、その作成の元となっている帳簿等の資料に関しては対象とならない。」

3 実例

会計帳簿をめぐるのは、激しい紛争事件が起きています。

- (1) 大教団で次期法主と目されていた住職に対し、責任役員から、当代法主の内
外巡回の親教（第1回）の直前に、東京地方裁判所へ帳簿等閲覧謄写仮処分事
件が申請された例があります。行事の終了後、平成4年6月10日申請は取下げ

となりました（東京都・大願寺事件）。

- (2) 寺院の帳簿等閲覧謄写の仮処分命令申立てを求め争っているうち、申し立てた責任役員の4年の任期が終わり、却下された例もあります（東京地決平5・3・1 公刊物未登載）。寺院の担当の税理士が寺院にはむかっていた（東京都・大護寺事件）。
- (3) 住職が会計帳簿を示し、責任役員に、内容（3億5,000万円の寺院間貸借など）を説明したところ、にわかには責任役員が聞いていない、支出が適当でないなどとして、法人事務決定権の侵害であると慰藉料を請求したのが、否定された事件があります（大阪地判平7・8・31判時1568・97）。財務が住職に一任され、責任役員らが黙認していた実態がありました（東大阪市・調御寺事件）。この事件では、住職が役員個人の人格的利益を侵害したとは判断されず、また、ことさら役員らを法人事務決定手続から排除したものとも認定されませんでした。
- (4) 住職が会計帳簿を責任役員へ閲覧させたところ、寺院への虚偽の悪宣伝に及んだため、責任役員会を中止したので、損害賠償を請求されましたが、裁判所で排斥されています（青森地判平9・3・31公刊物未登載）。争いが拡大し増悪して行った例です（青森市・専妙寺事件）。

これらの事例は、どれも、会計帳簿を責任役員が閲覧して端を発した寺院攻撃でしたが、寺院の立場は揺るぎませんでした。

4 閲覧の目的

「閲覧の目的が不当な請求による」（宗25③）場合には、拒否できる定めです。ゆえなく言いがかりをつけて宗教法人の信用を落す狙いで会計資料を得ようとしているような場合です。

しかし、目的が不当であるという主観的な証明は、なかなか苦勞するでしょう。何でも反対するといっても、見解の相違とされかねません。それより、実際には、閲覧させて説得する用意で臨む覚悟が求められます（後掲設問「閲覧請求の放置」を参照してください。）。

（小長井良浩）

参考法令等

○宗教法人法

25条（財産目録等の作成、備付け、閲覧及び提出）

参考判例

○役員としての職務遂行の妨害が違法に当該役員個人の人格的利益を侵害したと判断されるのは、その妨害が目的、程度及び態度において特に悪質であると認められる場合に限定されるとされた事例。

（大阪地判平7・8・31判時1568・97）（調御寺事件）

○責任役員としての職務を行う者の地位にある者が、責任役員の議事に関する書類等の各書類の閲覧を求めた事例。

（東京地判平24・8・28（平23(ワ)15746））

○信者らが代表役員を解任する決議を行い、信者の1人が代表役員に就任する旨の通告をしても、そもそもこの決議や通告内容が法的に不可能であり、かつ信徒らが住職解任を求めることは不当ではない等として信者の財産目録等の閲覧請求を認めた事例。ただし謄写は認められていない。

（東京地判平25・7・31（平24(ワ)31602））